

防衛省仕様書改正票

重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P
K 2210F(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2210F(重油)についてのものであり、D S P K 2210F(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2210Fと併用される。

1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に
改める。

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P
K 2210F
制定 昭和 48. 3. 30
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類		物 品 番 号	納入区分	注 記
特 種	1 号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2 号	9140-299-0192-5	バルク	
1 種	1 号	9140-299-0163-5	バルク	J I S K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2 号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- J I S K 2205 重油
- J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表
- N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

- 工業標準化法(昭和24年法律第185号)
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、J I S K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0. 1%以下、特種2号については0. 3%以下とする。

2.

K 2210F

- b) 1種1号は, J I S K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は, J I S K 2205の1種(A重油)2号による。ただし, 硫黄分は, 1. 0%以下とする。

3 品質保証

検査は, J I S K 2205によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1002に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15℃における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249により, 密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は, 次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。